



議案第九号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

字のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一二等級の項中「主任保健婦」の下に「副園長」を加える。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。